

33 千葉県適正計量管理事業所指定事務処理要綱

平成15年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という）及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例を一部改正する条例（平成14年千葉県条例第56号）に基づく適正計量管理事業所の指定等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 法第127条第1項の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、様式第1号により市長に申請するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 使用する特定計量器の名称、性能及び数
- (4) 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- (5) 計量管理の方法に関する事項（規則で定めるものに限る）

2 前項の規定により申請をした者は、遅滞なく当該事業所における計量管理の方法について市長の検査を受けるものとする。

(指定の基準)

第3条 市長は前条第1項の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

- (1) 特定計量器の種類に応じて計量法施行規則第50条（平成5年通商産業省令第69号。以下「規則」という。）で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、規則で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。
- (2) その他計量管理の方法が規則で定める基準に適合すること。

(指定の通知)

第4条 市長は、指定を行ったときは、その旨を様式第2号により申請者に通知する。

(変更の届出等)

第5条 指定を受けた者は、要綱第2条第1項各号の事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を様式第3号により市長に届出するものとする。

2 前項の場合において、適正計量管理事業所の地位を承継した者は、様式第4号によりその事実を証する書面を提出するものとする。

(廃止の届出)

第6条 適正計量管理事業所は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を

様式第5号により市長に届出するものとする。

(帳簿の記載)

第7条 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存するものとする。

(標識)

第8条 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において規則で定める標識を掲げることができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第9条 市長は、指定を受けた者が要綱第3条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべき事を命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定を受けた者が次の各号に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 要綱第5条の規定に違反したとき。
- (2) 法第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 不正の手段により適正計量管理事業所の指定を受けたとき。

(報告の徴収)

第11条 市長は、適正計量管理事業所の事業者に対し、その業務に対し報告させることができる。

(立入検査及び質問)

第12条 市長は、必要な限度において、その職員に計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が標記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ関係者に質問することができる。

(報告書の受理)

第13条 指定を受けた者は、指定を受けた事業所ごとに作成した様式第6号による報告書を千葉市長に4月に始まる毎年度につき作成し、提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、適正計量管理事業所の指定等に関する必要な事項については、法令等により定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

適正計量管理事業所指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称
住 所
代表者の氏名
- 2 事業所の名称 (業種を含む) 及び所在地
業 種
事業所の名称
事業所の所在地
- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器と、
その他に用いる計量器との別及び数
(1) 取引又は証明に用いる特定計量器

(2) その他に用いる計量器
- 4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- 5 規則第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

様式第 2 号

適正計量管理事業所指定通知書

計量法の規定に基づき下記のとおり適正計量管理事業所の指定をします。

平成 年 月 日

千葉市長

記

指定通知番号

事業所の名称

所在地

様式第3号

適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届 出 者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者の氏名)

印

下記のとおり変更があったので、要綱第5条の規定により、届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の事由

様式第4号

事業承継証明書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

被承継者 住所
氏名

承継者 住所
氏名

上記の者の中で分割によって下記の適正計量管理事業所の事業の全部の承継が 年 月 日にありましたことを証明します。

記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業場等の所在地

事業廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	住所
	氏名

下記の適正計量管理事業所の事業は、年 月 日に廃止したので要綱第6条の規定により、届け出ます。

記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業所等の所在地

